

【緊急事態宣言発令時における当ステーションの対応について】

東京都が covid-19 の感染爆発を抑え込むため、平日夜間・休日の外出自粛・仕事のリモートワーク移行推奨を宣言し、また近隣都道府県においては県境の移動自粛が各知事よりアナウンスされています。そこへ更に緊急事態宣言が政府より発令された場合より広く外出自粛や活動自粛が求められる中で、当ステーションとして今後の活動における見解と指針を表明致します。

『緊急事態宣言時に、訪問看護師は通勤（外出）の規制は受けません』

上記回答を衆議院内閣調査室から得られている事例があります。

病院に関わらず地域医療・在宅ケア領域においても、私たち従事者自身が医療福祉の危機的状況において最重要な人的資源であることに変わりありません。

訪問看護師や訪問介護など居宅系サービスが断絶すると生活できない・生命に関わる利用者も少なくありません。我々自身、在宅ケアも病院と変わらずインフラとして従事し続ける事が必須であると自負しています。

『当ステーションの方針として』

- ① 利用者・スタッフそれぞれの生活を守り、生活困窮を生まない
- ② 感染しない・させない・広げない
- ③ 正しい知識の習得と共有の徹底及び情報提供を迅速かつ正確に行うことを職員全体に明示しています。

【現状の対応】

- ・現時点では原則的に出勤継続。事務所への集合業務を極力避け、自宅で行える業務の拡大を可能とする。
- ・時差出勤、直行直帰が可能な場合はこれを積極的に認める。
- ・各利用者様と、今後の訪問の意思について確認を行う。

事実に基づき、

- ① 行政情報より医療関係は自粛要請の範囲外であり、活動継続が基本
- ② 感染対策を行っていること

を踏まえ、利用者や家族と今後の訪問の意思を訪問時や電話などで順次確認していく

- ・毎朝の検温を行い、37.5℃以上の場合もしくは風邪症状がある場合は出勤停止とし、4日間の発熱がある場合は受診の必要有無をガイドライン通りに確認する。
その場合の濃厚接触者の特定を行うこと

- ・訪問前後の手洗い、手指消毒、マスク着用の徹底の継続
- ・出勤以外の不要な外出、外食の禁止

【今後陽性者や疑いのある方への訪問看護提供を行う場合】

日本中で感染症対応の病床数を増やしていくにあたり、入院中の方が早めに在宅に戻ってこられる事が各地で増える事が考えられます。

いわゆる飛び込みの依頼が地域で増え、手分けして受け皿となっていかなければならないことも出てくる事が予測されます。

更には感染が分かり、自宅療養をしている方への新たな訪問看護の依頼もすこしずつ出ている様です。診療環境の基準に則るか、家庭環境での対応に則るかは物資調達の兼ね合いもあり難しいところですが、現段階では病院など医療機関の診療ガイドに則った対応が現時点で参考になる対応であると考えております。

【自宅等での感染予防策】

- 濃厚接触者については、健康観察期間中において、咳エチケットと手洗いを徹底するよう保健所が指導し、常に健康状態に注意を払うように伝える。
不要不急の外出はできる限り控え、やむを得ずに移動する際にも、公共交通機関の利用は避ける事をお願いします。
- 外出時や同居者等と接触する際のサージカルマスク着用と手指衛生などの感染予防策を指導する
- 濃厚接触者と同居している者にはサージカルマスクの着用及び手指衛生を遵守するよう伝える。
- 濃厚接触者が着用しているマスクについて、一度着用したものは、囁託などに放置せず破棄するようにする。また、マスクを触った後は、必ず手指衛生をする事を指導する。
- 濃厚接触者が発熱または呼吸器症状を呈し医療機関を受診する際には、保健所に連絡の上、受診を勧められた医療機関を受診する。
- 廃棄物処理、リネン類、衣服等の洗濯は通常通りで良い。

(新型コロナウイルス感染症に対する感染管理, 改訂 2020 年 3 月 19 日, 国立感染症研究所, 国立国際医療研究センター国際感染症センターからの引用)

**在宅医療含め、医療介護のサービスを止めないこと、
そして何より私たち自身の身を守ることが重要になると考えております。**